

2020年7月13日

会員館各位

一般社団法人全国美術館会議

ジャパンサーチ連携にかかる所蔵作品データ提供機関 募集要項

一般社団法人全国美術館会議は、デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）の方針のもと国立国会図書館から2020年7月7日付で発出された依頼文書を受けて、ジャパンサーチに対し所蔵作品データを提供する美術館を全国的に取りまとめる役（「つなぎ役」）を引きうけることとなりました。

つきまして、下記要領により所蔵作品データ提供機関を募集します。

記

(1) ジャパンサーチ連携と全国美術館会議の役割

ジャパンサーチとは、わが国における多様な分野のコンテンツの統合的検索を可能にするポータルサイトです。デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）の方針に基づき、国立国会図書館が運営しています。昨年2月に試験版が公開され、正式版公開は今年夏に予定されています。

美術館がジャパンサーチとの連携を希望する場合、各館が個別に直接交渉するのではなく、分野ごとの「つなぎ役」を介して連絡することが求められています。その仲介・取りまとめの役割を今般、全国美術館会議が担うこととなりました。

(2) 募集資格・条件

会員館で、かつウェブサイトデータベースを公開していることを条件とします。そのほか詳細は「(説明資料) ジャパンサーチとの連携とは?」をご参照ください。

(3) 募集時期

2020年7月17日に募集受付を開始します。

受付後、国立国会図書館との間で技術的な課題がすべて解決され、また書面（「ジャパンサーチへのデータの提供について(回答)」）の提出が完了した美術館から、順次データの提供を開始いただきます。

(4) 募集・問い合わせ窓口

一般社団法人全国美術館会議事務局 気付 情報・資料研究部会

E-mail: info(a)zenbi.jp [(a)を@に変更してください]

件名を「**ジャパンサーチ連携**」とし、データベース URL を添えてお問い合わせください。折り返し、データ提供上の取り決めを記した書面をお送りします。

以上

(説明資料) ジャパンサーチとの連携とは？

- 1 貴機関のデータベースとジャパンサーチとの連携は、基本的に貴機関からジャパンサーチに「メタデータ」を御提供いただくことにより行われます。

* ジャパンサーチで検索のみ可能とするか、又はこれに加えて API による提供も可能とするかは、貴機関がメタデータの項目単位で設定できます。メタデータの定義等については裏面を参照ください。

- 2 貴機関が公開している「サムネイル画像」がある場合は、メタデータの一部として URL を御提供いただくことで、(ジャパンサーチのシステムに複製されることなく)ジャパンサーチの利用者用画面上に表示されます。

* メタデータによる連携の場合、サムネイル画像やデジタルコンテンツそのものを御提供いただく必要はありません。

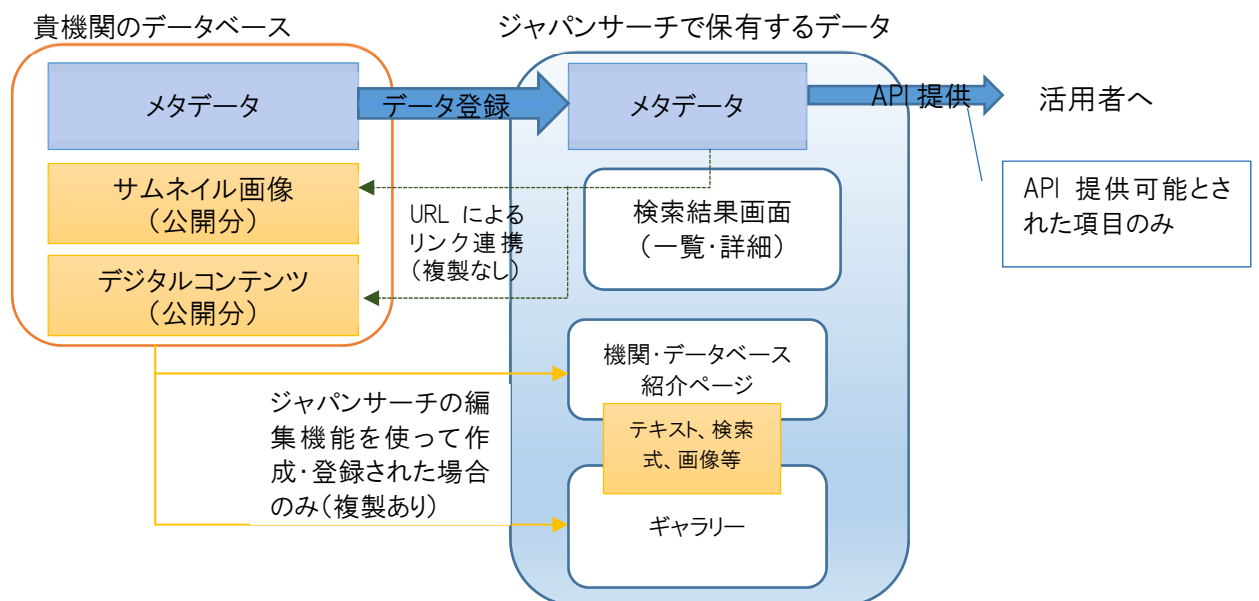
* URL を御提供いただいたサムネイル画像については、ジャパンサーチの画像検索のため、サムネイル画像の特徴に関する数値データをキャッシュとして保存しますが、サムネイル画像そのものをジャパンサーチのシステムに複製して表示することはありません。

- 3 貴機関がジャパンサーチに提供するメタデータの権利表示並びに貴機関が公開しているサムネイル画像及びデジタルコンテンツの二次利用条件表示は、貴機関がデータベースごとに設定できます。ジャパンサーチの利用者用画面上では設定された権利・条件がそのまま表示されます。

* データベース単位で設定した二次利用条件と異なる条件をコンテンツ単位で設定することもできます。その場合、個別のメタデータに当該二次利用条件の情報があれば、それに共通項目ラベルを付与して、検索結果画面等で表示させることができます。

- 4 ジャパンサーチの利用者用画面では、検索機能のほかに、貴機関やデータベースの紹介ページや、特定のテーマ(主題)を設定し、あらかじめ定義した検索結果や解説文、画像等で構成される「ギャラリー」(裏面参照)を用意します。ジャパンサーチにはこれらのページを編集する機能もあり、その編集機能を利用してこれらのページを作る際に登録されたテキスト、検索式のほか、画像等のデジタルコンテンツは、ジャパンサーチのシステムに複製されます。

* ただし、貴機関が画像を IIIF で公開されている場合は、画像を登録されなくてもジャパンサーチの利用者用画面に表示することができますので、ジャパンサーチのシステムに複製されない場合もあります。



(参考1)メタデータの定義等について

本説明資料でいう「メタデータ」とは、「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」⁸(平成 29 年 4 月、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会(事務局:内閣府知的財産戦略推進事務局))2 ページの用語の定義(下図)によっています。

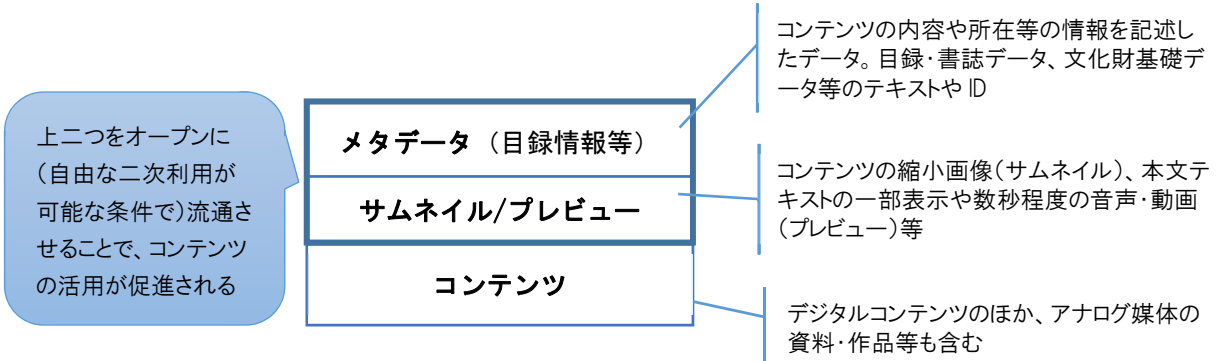


図 1 デジタルアーカイブ連携における流通単位

なお、これらの二次利用条件表示の推奨については、同ガイドライン 18 ページ(下表)にあります。

表2: 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの二次利用条件

| データ種別 | 自らが著作権を保有するものの二次利用条件 |
|-------------|----------------------|
| メタデータ | CC0 |
| サムネイル/プレビュー | CC0、CC BY、(PDM) |
| デジタルコンテンツ | CC0、CC BY、(PDM) |

(参考2)ギャラリー等について

ジャパンサーチでは、貴機関や貴機関のデータベースを紹介するページを用意しています。これらの編集は、貴機関が自ら行うことができます。

また、連携先のコンテンツへの誘導及び利活用の促進のため、クリックするだけでアクセス可能な「ギャラリー」というページを用意しています。これらの編集機能は、連携機関であれば誰でも利用することが可能です。

ギャラリー



- ・ジャパンサーチの入口として、「検索機能」を使用しない場合でも見て楽しめるページ
- ・特定のテーマごとに、あらかじめ定義した検索結果等を表示し、コンテンツへの理解を促進する。
- ・代表画像、テキスト(解説文)、検索結果、検索画面から構成される。
- ・編集機能を用意

⁸ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf